

固定資産税・都市計画税は

1月1日の現況で所有者に課税

土地と家屋の平成29年度固定資産税と都市計画税は、平成29年1月1日現在の現況に基づき、平成29年1月1日現在の所有者に課税されます。

△1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに課税課資産税係までご連絡ください。

▽1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却された場合でも、平成29年度の固定資産税および都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税され、納めていただくこととなります。

売却時に、売却の日以降の負担について、当事者間で協議しておいてください。また、所有権移転登記はなるべく早く済ませていただきますようお願いいたします。

償却資産の申告は1月31日(火)まで *なるべく早く提出を

償却資産とは、会社や工場、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械、備品などです。

償却資産の所有者は、平成29年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などの、償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を1月31日(火)までに申告していただく必要があります。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
 - ②取得価額が10万円未満の資産
 - ③取得価額が20万円未満の資産
 - ④取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両
申告書にはマイナンバーの記入が必要です
- 申告書にマイナンバーを記入し、次の書類をあわせてご提示ください。
- ★本人が提出される場合
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバー通知カードまたはマイナンバー付きの住民票と運転免許証など顔写真付きの身元確認書類(ない場合は保険証など)
 - ★代理人が提出される場合
 - ①、②、③すべて
 - ④納税義務者のマイナンバーカードの写し。なければマイナンバー通知カードの写し

セルフメディケーション税制が施行

1月から
セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例として創設されたものです。

セルフメディケーション税制の対象

スイッチOTC医薬品 医療用から転用された医薬品で、対象製品であることを示す識別マーク(上の図)が、パッケージに表示され、購入したレシートに対象製品であることが表記されます。

健康の維持増進や疾病の予防のために購入したスイッチOTC医薬品の年間(1月～12月)購入額が1万2千円(生計を一にしている家族分も含む)を超える場合、その超過部分(上限8万8千円)が所得控除の対象となります。

※平成29年1月1日以降に購入したスイッチOTC医薬品のレシート(領収書)は、保管しておきましょう。

なお、セルフメディケーション税制は、平成29年分から平成33年分までの申告に適用され、従来の医療費控除との併用はできません。

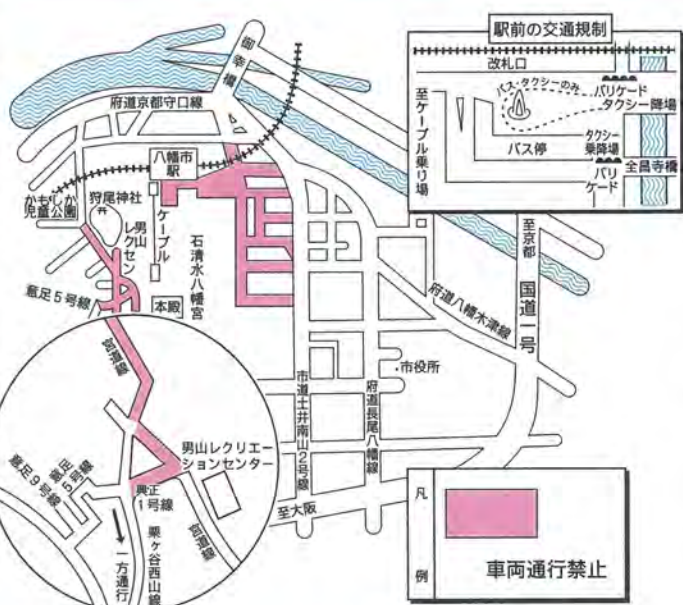
資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など	
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、台車など	
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机、椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など	

たはマイナンバー付きの住民票の写し
②代理人本人の顔写真付きの身元確認書類
③代理権が確認できる書類と
して委任状(委任者の住所・氏名・生年月日・連絡先・委任者の押印、代理人の住所・氏名・連絡先・委任事項の記載が必須)

◆問い合わせ 課税課

年末年始交通規制のお知らせ



- 八幡市駅周辺・橋本地区の交通規制
 - ▽12月31日(土)午後10時～1月1日(日)午後6時
 - ▽1月2日(月)・振休 午前9時～午後6時
 - ▽1月3日(火)午前9時～午後5時
 - 橋本地区の交通規制
 - ▽1月7日(土)・8日(日)・9日(月)祝 午前9時～午後3時
- ※混雑状況により規制解除。

◆問い合わせ 八幡警察署交通課 ☎981-0110

年末年始、交通規制(左の図)が行われます。規制時間等は次のとおりです(状況により延長の場合あり)。

防災講演会を開催します

自然災害から身を守るためには、どのように備えればよいのか。日頃からの防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的に、防災講演会を開催します。

入場無料、申込不要ですので、是非ご参加ください。

▽日時 1月21日(土) 午前10時～11時40分(午前9時30分開場)

▽場所 文化センター小ホール

▽内容 演題「2016年熊本地震の災害と八幡市の地震防災」講師・後藤浩之さん(京都大学防災研究所准教授)

防災ラジオを有償配布

申請を受け付けます

市では、AM・FM放送の他に、防災行政無線(屋外の拡声器)の放送を受信することができる防災ラジオ=写真=を希望者に有償で配布します。

※設置場所やお住まいの地域によっては、電波が入りにくい場合や受信できない場合があります。

▽仕様 横幅200mm×奥行96mm×高さ87mm、ACアダプター、単3電池3本、LEDライト・イヤホンジャック付

▽対象 市内在住者または市内事業所

▽負担金 1台1千円(事業所は8千800円)

▽台数 先着500台(1世帯1台、1事業所1台)

▽申請方法 申請用紙(1月4日<水>から防災安全課、各公民館に設置。市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、身分証明書を持参し、防災安全課の窓口へ。

▽申請受付 1月23日(月)から(土・日除く)。午前9時～午後5時。予定数に達し次第終了。

▽配布 申請受付時に、配布日等についてお知らせします。



◆問い合わせ 防災安全課

3月末から

橋本駅周辺の通行ルートが変更

京阪橋本駅周辺の道路整備工事の完了に伴い、**小金川踏切は除却**され、3月末(予定)から、右の図のとおり通行ルートを**新設道路**に変更します。

◆問い合わせ 都市整備課



新設道路は高架で、下の道路とは接続していません。踏切除却後は、下の方向のみ通行可能です。